

# 瀬戸ヶ谷小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月10日策定（令和3年4月1日改定）

いじめ防止対策推進法の基本方針、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「横浜市いじめ防止基本方針」を基に、横浜市立瀬戸ヶ谷小学校いじめ防止基本方針を策定する。

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめを防止するための基本理念

#### 《いじめ防止等の対策に関する基本理念》

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子供が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- ①いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ②いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で、真剣に取り組む必要がある。
- ③子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ④子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### (1) 組織の構成

複数の教職員（管理職、児童支援専任、教務主任、学年主任、養護教諭等）によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。日頃からいじめの問題等、児童指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「児童指導部会」の組織も活用する。必要に応じて、学校カウンセラーやSSW、また心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者など外部専門家の参加を求める。

### (2) 委員会の運営

- ①「学校いじめ防止対策委員会」を月1回以上、定期的で開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ②校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### (3) 委員会の活動内容

#### ○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を見守る児童生徒及び保護者に周知

#### ○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（疑いを含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

#### ○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）

### 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

#### (1) いじめ防止への取組

- 人権教育を核とした教育活動を展開し、児童だれもが、安心できる心の教育の充実を図り、自己存在感や充実感・肯定感を感じることができるよう授業づくりや集団づくりを展開する。
- 児童の主体性を育てるような学校行事の取り組みや縦割り活動の集会等を通して、相手を思いやる心の育成と自己表現力や問題解決力を育てて、親和的な集団づくりをめざす。
- 教職員が、『いじめ』は重大な人権侵害行為ととらえ、児童の心情を共感的に受け止められる豊かな感性と人権感覚を磨き、問題解決のための指導力向上をめざす。また、研修会を実施し事案対処の方策を身につけるようにする。
- 児童生徒の人権感覚を磨くために、人権集会を行ったり「子どもの社会的スキル横浜プログラム」に取り組んだりするなど、人権教育・道徳教育を推進する。

#### (2) いじめの早期発見

- いじめの定義理解を含む教職員への研修を行う。
- 授業研究会を通して、教職員全員で児童の見取りを実施し、いじめを見逃さない学校づくり・授業づくりに努め、情報共有体制を構築する。
- 児童会を中心にした話し合い活動を実施することを通して、安心して楽しく生活できる学校づくりに取り組み、児童の居場所づくり・絆づくりの支援をしていく。
- 横浜プログラムを実施することを通して、児童の人間関係づくりに努め、集団の雰囲気を見極める。
- 年2回のいじめアンケート・YP アセスメントの実施をすることを通して、児童の人間関係を把握し、適切な支援を行う。
- 年2回の定期的な保護者面談を実施し、いじめの早期発見・早期対応に努め、適切な支援を行う。
- インターネットを通じたいじめ防止に努めるため、関係機関の専門家を講師とし招聘し、情報モラルの向上を図るとともに、保護者と協力していく。
- 児童・保護者からのいじめの疑いのある連絡に対して真摯に受け止め、聞き取りを丁寧に行い、いじめ防止委員会を立ち上げ対応する。

#### (3) いじめに対する措置

- いじめ防止対策委員会で情報共有後、対応方針を決定し、その都度記録をする。
- いじめのみならず、児童が安心して相談できる体制を整え、教職員・学校カウンセラー・外部の相

談機関等の環境を整備する。

○被害児童の心情に配慮をしながら、しっかり事実確認をして保護者に伝えていく。また、加害児童の指導は、複数で事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切な指導と支援を継続していく。

○重大事案については、警察や委員会等との連携を図り、毅然とした対応を図る。

#### (4) いじめの解消

いじめの解消の要件は少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

#### (5) 職員研修

○学校課題解決支援チームの派遣を要請し、資料・ワークシート・振り返りシートなどを活用して研修を実施したり教育委員会と連携したりする。

○警察等外部機関との連携を図り、児童の見取りをする。

#### (6) 学校づくり懇話会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「まちとともに歩む瀬戸ヶ谷小学校づくり懇話会」や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

#### (7) 年間計画

月	取 組 内 容
4月	いじめの定義・本年度のいじめ防止基本方針の確認 児童生徒理解研修、要配慮児童の確認・教育相談 いじめ防止対策委員会
5月	いじめ防止研修実施 学校づくり懇話会において 取り組み方針説明（未定） いじめ防止対策委員会
6月	YP アセスメントによる実態把握 学家地連 いじめ防止対策委員会 学校説明会（紙面） 縦割り集会の実施 児童会による楽しい学校づくりのスローガン運動実施
7月	子どもを語る会において実態の共通理解研修 いじめアンケート実施 いじめ防止対策委員会
8月	横浜子ども会議
9月	全校ペアオリエンテーリング いじめ防止対策委員会
10月	縦割り集会の実施 いじめ防止対策委員会
11月	縦割り集会の実施 いじめアンケート実施 いじめ防止対策委員会
12月	いじめ防止月間の取り組み 人権集会において人権 指導の全校実施 YP アセスメントによる実態把握 縦割り集会の実施 いじめ防止対策委員会
1月	縦割り集会の実施 いじめ防止対策委員会
2月	学校づくり懇話会において取り組み状況の報告 学家地連 いじめ防止対策委員会
3月	縦割り集会の実施 次年度に向けた引き継ぎの実施 いじめ防止対策委員会

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

#### 【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

「いじめ防止対策委員会」が中心となって調査を行う。重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

(3) 児童・保護者への報告

学校は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。情報提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。